

改正案		現行	
<p>神奈川県高圧ガス施設等耐震設計基準</p> <p>1 目的 (省略)</p> <p>2 適用範囲 この基準は、次に掲げる構造物（以下「耐震設計構造物等」という。）について適用する。 (1) <u>高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年経済産業省告示第220号。以下「耐震告示」という。）第1条</u>に規定する耐震設計構造物 (2) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）の適用を受ける液化ガス貯槽（毒性ガスにあつては5トン以上、可燃性ガスにあつては200トン以上の貯蔵能力を持つ貯槽に限る。以下「特定貯槽」という。）に接続した受入れ又は払出し用の配管であつて、特定貯槽から地震防災遮断弁までの間のもの（耐震告示第4条第2項に規定する重要度Ⅱ及びⅢとなる配管に該当するものに限る。以下「特定貯槽配管」という。）</p> <p>3 用語の意義 この基準において、用語の意義は法、<u>耐震告示及び「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（平成30年11月14日付け20181105保局第5号 経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官通達）」の別表の右欄に掲げる例示基準</u>の定めによる。</p> <p>4 <u>耐震性能の評価</u> <u>耐震設計構造物等の耐震性能の評価は、耐震告示で定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。</u></p>	<p>神奈川県高圧ガス施設等耐震設計基準解説（解説）</p> <p>1 「目的」について (省略)</p> <p>(解説)</p> <p>4 「<u>耐震性能の評価</u>」について <全般> ○ 「<u>耐震告示及び高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（平成30年11月14日付け20181105保</u></p>	<p>神奈川県高圧ガス施設等耐震設計基準</p> <p>1 目的 (省略)</p> <p>2 適用範囲 この基準は、次に掲げる構造物（以下「耐震設計構造物等」という。）について適用する。 (1) <u>高圧ガス設備等耐震設計基準（昭和56年通商産業省告示第515号。以下「耐震告示」という。）</u>に規定する耐震設計構造物 (2) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）の適用を受ける液化ガス貯槽（毒性ガスにあつては5トン以上、可燃性ガスにあつては200トン以上の貯蔵能力を持つ貯槽に限る。以下「特定貯槽」という。）に接続した受入れ又は払出し用の配管であつて、特定貯槽から地震防災遮断弁までの間のもの（耐震告示第3条第1項第1号に規定する重要度Ⅱ及びⅢとなる配管に該当するものに限る。以下「特定貯槽配管」という。）</p> <p>3 用語の意義 この基準において、用語の意義は法<u>及び耐震告示</u>の定めによる。</p> <p>4 <u>耐震設計の方法等</u> <u>耐震設計構造物等の耐震設計の方法及び耐震性能に係る評価は、耐震告示によることとする。</u></p>	<p>神奈川県高圧ガス施設等耐震設計基準解説（解説）</p> <p>1 「目的」について (省略)</p> <p>(解説)</p> <p>4 「<u>耐震設計の方法等</u>」について <全般> ○ <u>耐震設計を行うに当たっては、原則として耐震告示に規定する耐震性能を満足することとし、一部の耐震設計構造物等につい</u></p>

改 正 案	現 行	現 行
	<p>局第5号 経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官通達）」（以下「運用通達」という。）において、耐震告示第2条及び第3条で定める機能性基準に適合することについての評価は、次のいずれかによることができる」とされている。</p> <p>① 運用通達別表の右欄に掲げる例示基準（以下「例示基準」という。）</p> <p>② 高圧ガス保安協会が認証した耐震構造計算プログラム</p> <p>③ 例示基準以外の詳細基準（高圧ガス保安協会による事前評価又は一般詳細基準審査を受け、耐震告示第2条及び第3条で定める機能性基準に適合すると認められたものに限る。）</p> <p>○ 本基準では、上記のいずれかの方法により設計を行う際、一部の耐震設計構造物等に対して、より厳しい条件での評価（係数の割増し等）及びレベル2耐震性能の追加評価を行うことを求めている。</p> <p>○ 本県では、1990年に終局強度設計法（保有体力評価法、現在のレベル2耐震性能評価に相当）を導入し、国に先駆けて高圧ガス施設の二段階設計制度を構築した。この終局強度設計法を導入するまでは、県や国の基準において、許容応力度設計法（現在のレベル1耐震性能評価）のみが採用されていたが、この設計法は、激震下において、許容応力度を超えた後の構造物がどの程度の余耐力を発揮するか、重要度の低い構造物が激震下でどのような損傷状態になるか等が不明であるという短所があった。</p> <p>そこで、本県は、それまでの許容応力度設計法に加えて、激震下での損傷状態や余耐力を構造物の重要度に応じて定量的に評価することができる終局強度設計法（保有体力評価法）を採用し、重要度に関わりなく、全ての設備に二段階設計を求めることとした。また、事業所の協力の下、既存施</p>	<p>ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、耐震告示の規定に加え、又は代えてこの基準の定めるところによることとする。</p> <p>ては、耐震告示の規定よりも厳しい条件で設計及び評価を行うこととしている。</p>

改 正 案	現 行	
	<p><u>設についても二段階設計を行い、不適合設備の改修を実施するなど、保安力の向上を図ってきた。</u></p> <p><u>その後、本県の基準を参考として、国の基準にも二段階設計が導入されて重要度Ⅰa・Ⅰの設備のみ二段階設計を行うこととなったが、本県では、従来の指導水準を維持し、現在も重要度Ⅱ・Ⅲの設備に対しても二段階設計を行うこととしている。</u></p>	

改 正 案					現 行				
参考：一般的な耐震設計の方法等の概要（○：例示基準の規定事項、●：県基準の規定事項）					参考：耐震設計の方法等の概要（○：耐震告示の規定事項、●：県基準の規定事項）				
対象構造物の重要度	対象構造物の種類	耐震性能	評価方法 ＜考慮すべき設計地震力の方向＞	備考	対象構造物の重要度	対象構造物の種類	耐震性能	評価方法 ＜考慮すべき設計地震力の方向＞	備考
I a 及び I	耐震設計設備	レベル 1	○許容応力度評価法 ＜水平・鉛直＞		I a 及び I	耐震設計設備	レベル 1	○許容応力度評価法 ＜水平・鉛直＞	
		レベル 2	○塑性率評価法 ＜水平・鉛直＞ 又は ○代替法 ＜水平・鉛直＞	●地区補正係数 β_2' を水平方向の設計地震動に乗じる。 ●水平方向基準応答倍率を短周期側に延伸する。			レベル 2	○塑性率評価法 ＜水平・鉛直＞ 又は ○代替法 ＜水平・鉛直＞	●地区補正係数 β_2' を水平方向の設計地震動に乗じる。 ●水平方向基準応答倍率を短周期側に延伸する。
	配管系	レベル 1	○許容応力度評価法 ＜水平・鉛直＞	○支持構造物の応答変位評価を含む。	I a 及び I	配管系	レベル 1	○許容応力度評価法 ＜水平・鉛直＞	○支持構造物の応答変位評価を含む。
		レベル 2	○塑性率評価法 ＜水平・鉛直＞ 又は ○代替法 ＜水平・鉛直＞	○支持構造物の応答変位評価及び地盤変状に係る評価を含む。			レベル 2	○塑性率評価法 ＜水平・鉛直＞ 又は ○代替法 ＜水平・鉛直＞	○支持構造物の応答変位評価及び地盤変状に係る評価を含む。
	基礎	レベル 1	○許容応力度評価法 ＜水平＞	○液状化地盤にあつては、土質定数の低減を考慮する。	I a 及び I	基礎	レベル 1	○許容応力度評価法 ＜水平＞	○液状化地盤にあつては、土質定数の低減を考慮する。
		レベル 2	○塑性率評価法 ＜水平＞ 又は ○代替法 ＜水平＞ ○地盤変状に係る評価（地盤の液化化・流動）	○液状化地盤にあつては、土質定数の低減を考慮する。 ●地区補正係数 β_2' を水平方向の設計地震動に乗じる。			レベル 2	○塑性率評価法 ＜水平＞ 又は ○代替法 ＜水平＞ ○地盤変状に係る評価（地盤の液化化・流動）	○液状化地盤にあつては、土質定数の低減を考慮する。 ●地区補正係数 β_2' を水平方向の設計地震動に乗じる。
II 及び III	耐震設計設備	レベル 1	○許容応力度評価法 ＜水平＞		II 及び III	耐震設計設備	レベル 1	○許容応力度評価法 ＜水平＞	
		レベル 2	●塑性率評価法 ＜水平＞ 又は ●代替法 ＜水平＞	●地区補正係数 β_2' を水平方向の設計地震動に乗じる。 ●水平方向基準応答倍率を短周期側に延伸する。			レベル 2	●塑性率評価法 ＜水平＞ 又は ●代替法 ＜水平＞	●地区補正係数 β_2' を水平方向の設計地震動に乗じる。 ●水平方向基準応答倍率を短周期側に延伸する。
	配管系	レベル 1	○許容応力度評価法 ＜水平・鉛直＞ 又は ○許容スパン法		II 及び III	配管系	レベル 1	○許容応力度評価法 ＜水平・鉛直＞ 又は ○許容スパン法	
		レベル 2	【特定貯槽配管】 ●地盤変状に係る評価（地盤の液化化・流動）	●「高圧ガス設備等耐震設計指針」（高圧ガス保安協会）が参考となる。			レベル 2	【特定貯槽配管】 ●地盤変状に係る評価（地盤の液化化・流動）	●「高圧ガス設備等耐震設計指針」（高圧ガス保安協会）が参考となる。
	基礎	レベル 1	○許容応力度評価法 ＜水平＞	○液状化地盤にあつては、土質定数の低減を考慮する。	II 及び III	基礎	レベル 1	○許容応力度評価法 ＜水平＞	○液状化地盤にあつては、土質定数の低減を考慮する。
		レベル 2	●塑性率評価法 ＜水平＞ 又は ●代替法 ＜水平＞ 【特定貯槽配管の基礎】 ●地盤変状に係る評価（地盤の液化化・流動）	●液状化地盤にあつては、土質定数の低減を考慮する。 ●地区補正係数 β_2' を水平方向の設計地震動に乗じる。 ●「高圧ガス設備等耐震設計指針」（高圧ガス保安協会）が参考となる。			レベル 2	●塑性率評価法 ＜水平＞ 又は ●代替法 ＜水平＞ 【特定貯槽配管の基礎】 ●地盤変状に係る評価（地盤の液化化・流動）	●液状化地盤にあつては、土質定数の低減を考慮する。 ●地区補正係数 β_2' を水平方向の設計地震動に乗じる。 ●「高圧ガス設備等耐震設計指針」（高圧ガス保安協会）が参考となる。

改 正 案		現 行	
<p>(1) 重要度 I a 及び I となる耐震設計構造物（配管系を除く。）</p> <p><u>耐震告示第2条第2号に定める耐震性能の評価（以下「レベル2耐震性能評価」という。）を行うに当たっては、設計地震動に対して次の係数を乗じること。ただし、サイトスペシフィック地震動を用いた設計を行い、高圧ガス保安協会による事前評価又は一般詳細基準審査を受けて耐震告示第2条及び第3条で定める機能性基準に適合するものと認められた場合にあっては、この限りでない。</u></p> <p>地区補正係数</p> $\beta_2' = \frac{\text{別表に定める地区ごとの地表面加速度（ガル）}}{300}$ <p>また、当該評価を行う場合の耐震設計設備の水平方向の応答倍率の値は、原則として、別図に示すものを用いて求めることとする。</p>	<p><重要度 I a 及び I となる耐震設計構造物（配管系を除く。）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>本基準における地区補正係数β_2'の乗算等の取扱いは、例示基準（高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準（レベル2）KHKS0862(2018)）に規定する「設計用の地震動」のうち、耐震設計構造物に対する地震の影響を評価するための地震動である「設計地震動」を対象としている。そのため、平底円筒形貯槽に係る耐震設計構造物の液面揺動に対する耐震性能を評価するための設計用の地震動である「液面揺動の設計地震動」は対象としていない。</u> ○ また、構造物は自重に対する設計がなされており、水平方向の1/2程度の鉛直震度に対して十分耐えられること、及び極限的な水平地震動の荷重効果に比して鉛直地震動の荷重効果は無視し得ると考えられるため、この基準では、鉛直地震動は考慮しないこととする。なお、基礎の設計に当たっては、上載構造物からの基礎への地震力の影響に鉛直方向の地震力の影響も含めて考慮する必要があることに留意すること。 ○ 地区補正係数β_2'は、神奈川県地震被害想定調査報告書（昭和60年3月）の南関東地震の地震動予測値を地区ごとに平準化することにより定めた入力^の割増係数である。 ○ <u>サイトスペシフィック地震動を用いた設計では、評価対象となる耐震設計構造物の設置場所周辺における活断層の分布状況や活動等の調査結果等に基づき、より詳細な設計地震動の評価及び設定が行われると考えられることから、高圧ガス保安協会による事前評価又は一般詳細基準審査を受け、耐震告示第2条及び第3条で定める機</u> 	<p>(1) 重要度 I a 及び I となる耐震設計構造物</p> <p><u>耐震告示第2条第1項第2号、同条第2項第2号及び同条第3項第2号に規定するレベル2耐震性能評価を行う場合、同告示第3条第1項に規定する第1設計地震動の地表面における水平震度又は水平加速度に対して次の係数を乗じること。</u></p> <p>地区補正係数</p> $\beta_2' = \frac{\text{別表に定める地区ごとの地表面加速度（ガル）}}{300}$ <p>また、当該評価を行う場合の耐震設計設備の水平方向の応答倍率の値は、原則として、<u>耐震告示第6条第1項図(a)に規定する基準応答倍率曲線に代えて、別図に示すものを用いて求めることとする。</u></p>	<p><重要度 I a 及び I となる耐震設計構造物></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>この基準の対象となる設計地震動は、耐震告示第3条第1項に規定する第1設計地震動であり、同条第2項に規定する第2設計地震動に地区補正係数β_2'は乗じないこととする。</u> ○ また、構造物は自重に対する設計がなされており、水平方向の1/2程度の鉛直震度に対して十分耐えられること、及び極限的な水平地震動の荷重効果に比して鉛直地震動の荷重効果は無視し得ると考えられるため、<u>耐震告示で規定する場合を除き、</u>この基準では、鉛直地震動は考慮しないこととする。なお、基礎の設計に当たっては、上載構造物からの基礎への地震力の影響に鉛直方向の地震力の影響も含めて考慮する必要があることに留意すること。 ○ 地区補正係数β_2'は、神奈川県地震被害想定調査報告書（昭和60年3月）の南関東地震の地震動予測値を地区ごとに平準化することにより定めた入力^の割増係数である。

改 正 案		現 行	現 行
<p>(2) 重要度Ⅱ及びⅢとなる耐震設計構造物等</p> <p>ア 耐震設計設備 <u>(1)を準用して</u>レベル2耐震性能評価を行うこと。ただし、<u>その場合</u>、鉛直地震動による影響は考慮しないことができる。</p> <p>イ 特定貯槽配管及びその支持構造物 地盤変状に係るレベル2耐震性能評価を行う<u>こと</u>。ただし、地震防災遮断弁を超えて特定貯槽の直近に設置する配管支持構造物が特定貯槽と同一の基礎上に設</p>	<p><u>能性基準に適合するものと認められた場合</u> <u>にあつては、地区補正係数β_2'を乗じる</u> <u>必要はないこととする。</u></p> <p>○ 弾塑性応答する場合の変位量については、固有周期が伸長する傾向にある。そのため、レベル2耐震性能評価において安全側の評価となるよう、水平方向の基準応答倍率は短周期側で最高値をとることとする。</p> <p>○ 地下埋設貯槽のうち貯蔵能力100トン未満の横置円筒形貯槽については、重要度に関わらず、地下貯槽室床面を地表面とみなして地上式と同様に計算することができることとする。</p> <p><重要度Ⅱ及びⅢとなる耐震設計構造物等></p> <p>○ 重要度Ⅱ及びⅢとなる耐震設計構造物については、耐震告示においてレベル1耐震性能評価のみ行うこととされているが、この基準では、耐震設計構造物のうち耐震設計設備及びその基礎についてレベル2耐震性能評価を追加で実施することを求めている。</p> <p>○ なお、当該構造物の耐震設計の方法等は、重要度Ⅰa及びⅠとなる耐震設計構造物に係るものに準じて行うこととし、耐震設計設備のレベル2耐震性能評価時の応答解析の方法は修正震度法により、基礎のレベル2耐震性能評価時の応答解析の方法は、静的震度法によりそれぞれ行うこととする。</p> <p><特定貯槽配管及びその支持構造物></p> <p>○ 配管系についての耐震性能評価は耐震告示によることとするが、当該配管がこの基準で定める特定貯槽配管に該当する場合</p>	<p>(2) 重要度Ⅱ及びⅢとなる耐震設計構造物等</p> <p>ア 耐震設計設備 <u>耐震告示の規定に加え、(1)に準じた方法により同告示第2条第1項第2号に規定する</u>レベル2耐震性能評価を行うこと。ただし、<u>レベル2耐震性能評価において、鉛直地震動による影響は考慮しないことができることとする。</u></p> <p>イ 特定貯槽配管及びその支持構造物 <u>耐震告示の規定に加え、地盤変状に係るレベル2耐震性能評価を行うものとす</u>る。ただし、地震防災遮断弁を超えて特定貯槽の直近に設置する配管支持構造物</p>	<p>○ 弾塑性応答する場合の変位量については、固有周期が伸長する傾向にある。そのため、レベル2耐震性能評価において安全側の評価となるよう、水平方向の基準応答倍率は短周期側で最高値をとることとする。</p> <p>○ 地下埋設貯槽のうち貯蔵能力100トン未満の横置円筒形貯槽については、重要度に関わらず、地下貯槽室床面を地表面とみなして地上式と同様に計算することができることとする。</p> <p><重要度Ⅱ及びⅢとなる耐震設計構造物等></p> <p>○ 重要度Ⅱ及びⅢとなる耐震設計構造物については、耐震告示においてレベル1耐震性能評価のみ行うこととされているが、この基準では、耐震設計構造物のうち耐震設計設備及びその基礎についてレベル2耐震性能評価を追加で実施することを求めている。</p> <p>○ なお、当該構造物の耐震設計の方法等は、重要度Ⅰa及びⅠとなる耐震設計構造物に係るものに準じて行うこととし、耐震設計設備のレベル2耐震性能評価時の応答解析の方法は<u>耐震告示第6条に規定する</u>修正震度法により、基礎のレベル2耐震性能評価時の応答解析の方法は、<u>同告示第5条に規定する</u>静的震度法によりそれぞれ行うこととする。</p> <p><特定貯槽配管及びその支持構造物></p> <p>○ 配管系についての耐震性能評価は耐震告示によることとするが、当該配管がこの基準で定める特定貯槽配管に該当する場合</p>

改 正 案		現 行	現 行
<p>置されたものであり、かつ当該支持構造物が固定機能を有しているなど、評価部位に影響が少ないと判断できる場合は、地盤変状に係るレベル2耐震性能評価を省略することができる。</p> <p>ウ 基礎 <u>(1)を準用して</u>レベル2耐震性能評価を行う。ただし、特定貯槽配管の基礎以外の基礎にあつては、地盤変状に係るレベル2耐震性能評価を省略することができる。</p> <p>附 則 1 この基準は、平成2年6月1日から施行する。 2 昭和63年4月「高圧ガス配管耐震性判定指針」は廃止する。 3 昭和55年7月「地盤の流動化判定指針」は廃止する。</p>	<p>は、その配管及び基礎について地盤変状に係るレベル2耐震性能評価を行うこととしている。</p> <p>○ 特定貯槽配管の設置等に当たっては、特定貯槽から地震防災遮断弁を超えて直近に設置する配管支持構造物が特定貯槽と同一基礎にあり、かつ当該支持構造物が固定機能（支持構造物の両側の配管を力学的に独立させる又は相互に有害な影響を阻止する機能）を有していることを原則とするが、そうでない場合、特定貯槽配管の地盤変状に係るレベル2耐震性能評価方法は、「高圧ガス設備等耐震設計指針」（高圧ガス保安協会）が参考となる。</p> <p>○ 地盤の液状化判定は、ボーリング調査等によって得られた土質定数等を基に、<u>例示基準（KHKS0861(2018)）20.5 基礎及び地盤の耐震設計用許容応力等 f) くい</u>の許容応力注³⁾に示された判定方法を用いて行うが、特定貯槽配管に係る地盤の液状化判定に際しては、表1に示す方法によって土質定数を設定することができることとする。</p> <p>(表1、表2は省略)</p>	<p>が特定貯槽と同一の基礎上に設置されたものであり、かつ当該支持構造物が固定機能を有しているなど、評価部位に影響が少ないと判断できる場合は、地盤変状に係るレベル2耐震性能評価を省略することができる。</p> <p>ウ 基礎 <u>耐震告示の規定に加え、(1)に準じた方法により同告示第2条第3項第2号に規定する</u>レベル2耐震性能評価を行うものとする。ただし、特定貯槽配管の基礎以外の基礎にあつては、<u>同号ホに規定する</u>地盤変状に係るレベル2耐震性能評価を省略することができる。</p> <p>附 則 1 この基準は、平成2年6月1日から施行する。 2 昭和63年4月「高圧ガス配管耐震性判定指針」は廃止する。 3 昭和55年7月「地盤の流動化判定指針」は廃止する。</p>	<p>は、その配管及び基礎について地盤変状に係るレベル2耐震性能評価を行うこととしている。</p> <p>○ 特定貯槽配管の設置等に当たっては、特定貯槽から地震防災遮断弁を超えて直近に設置する配管支持構造物が特定貯槽と同一基礎にあり、かつ当該支持構造物が固定機能（支持構造物の両側の配管を力学的に独立させる又は相互に有害な影響を阻止する機能）を有していることを原則とするが、そうでない場合、特定貯槽配管の地盤変状に係るレベル2耐震性能評価方法は、「高圧ガス設備等耐震設計指針」（高圧ガス保安協会）が参考となる。</p> <p>○ 地盤の液状化判定は、ボーリング調査等によって得られた土質定数等を基に、「<u>高圧ガス設備等耐震設計基準の運用及び解釈について</u>」（平成9年6月12日付け平成09・04・21立局第6号通商産業省環境立地局長通知）に示された判定方法を用いて行うが、特定貯槽配管に係る地盤の液状化判定に際しては、表1に示す方法によって土質定数を設定することができることとする。</p> <p>(表1、表2は省略)</p>

改正案		現 行	
<p>附 則 この基準は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 1 この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 2 この基準の施行の際現に設置され、又は設置若しくは変更のための工事に着手している耐震設計構造物等又はこれらの耐震設計構造物等についてこの基準の施行後法第 14 条第 1 項及び第 19 条第 1 項の許可を受けて行われる耐震上軽微な変更の工事に係る耐震設計構造物等については、なお従前の例による。 3 平成 2 年 4 月「高圧ガス施設等耐震設計基準 付属書」は、廃止する。 4 平成 15 年 3 月「高圧ガス施設耐震性判定マニュアル」は、廃止する。</p> <p>附 則 1 この基準は、令和元年 9 月 1 日から施行する。 2 この基準の施行の際現に設置され、又は設置若しくは変更のための工事に着手している耐震設計構造物等又はこれらの耐震設計構造物等についてこの基準の施行後に法第 14 条第 1 項及び第 19 条第 1 項の許可を受けて行われる耐震上軽微な変更の工事に係る耐震設計構造物等については、なお従前の例による。</p>	<p>(解説) 「附 則」について ○ 「耐震上軽微な変更の工事」とは、「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）（平成 29 年 7 月 25 日付け 20170718 保局第 1 号）」中の(11)高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の運用及び解釈について（附則関係）に規定するものをいう。なお、当該規定は耐震設計構造物についての取扱いを定めたものであるが、この基準で定める特定貯槽配管についても、耐震設計構造物と同様に取り扱うこととする。</p> <p>※別表及び別図は省略</p>	<p>附 則 この基準は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 1 この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 2 この基準の施行の際現に設置され、又は設置若しくは変更のための工事に着手している耐震設計構造物等又はこれらの耐震設計構造物等についてこの基準の施行後法第 14 条第 1 項及び第 19 条第 1 項の許可を受けて行われる耐震上軽微な変更の工事に係る耐震設計構造物等については、なお従前の例による。 3 平成 2 年 4 月「高圧ガス施設等耐震設計基準 付属書」は、廃止する。 4 平成 15 年 3 月「高圧ガス施設耐震性判定マニュアル」は、廃止する。</p>	<p>(解説) 「附 則」について ○ 「耐震上軽微な変更の工事」とは、「高圧ガス設備等耐震設計基準の運用及び解釈について」（平成 9 年 6 月 12 日付け平成 09・04・21 立局第 6 号通商産業省環境立地局長通知）に規定するものをいう。なお、当該規定は耐震設計構造物についての取扱いを定めたものであるが、この基準で定める特定貯槽配管についても、耐震設計構造物と同様に取り扱うこととする。</p> <p>※別表及び別図は省略</p>